

「白老町債権管理条例(案)」

についてご意見を募集いたします。(パブリックコメント)

「白老町債権管理条例(案)」について、白老町自治基本条例第10条の規定に基づき、町民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集します。

■ご意見を募集する政策等の案の名称

「白老町債権管理条例(案)」

■ご意見募集期間

令和3年10月1日から令和3年11月1日まで

■政策等の趣旨、目的及び背景

金銭の給付を目的とする町が保有する権利(地方自治法第240条)は、町税や国民健康保険税のほか、公共施設の使用料や貸付金の償還金など多岐に渡ります。

これらの債権を適正に管理することは、町民負担の公平性の確保と健全な行財政運営に直結することから、当町では、平成25年度から「収納対策連絡会議」を設置し、滞納債権の収納対策の強化等を進めてきました。

一方、債権管理には、債権ごとの管理方法や基準が曖昧であることや、公債権と私債権の分類に応じた適切な債権管理体制の構築等の多くの課題がありました。

債権管理の一層の適正化を図るためには、債権管理方法や基準の統一化、司法手続や徴収不能な債権の処理基準を明確にする必要があることから、「白老町債権管理条例」を制定します。

■公表する資料

「白老町債権管理条例(案)」

■公表資料の入手方法

町ホームページからダウンロードしていただくか、税務課(担当課)、いきいき4♥6(健康福祉課)、白老町コミュニティセンター、図書館、各出張所等で入手できます。

(裏面に続く)

■意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校等に通学する方
- (5) 町民が自主的に組織した団体
- (6) 白老町に納税義務を有している方
- (7) パブリックコメント手続き案件に係る事案に利害関係のある方

■提出方法

パブリックコメント意見提出様式に、必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

- (1) 直接提出 税務課 債権管理室（担当課）
いきいき4♥6（健康福祉課）
白老町コミュニティセンター
各出張所で提出を受け付けます。
- (2) 郵送 〒059-0995 白老郡白老町大町1丁目1番1号
税務課 債権管理室 宛
※令和3年11月1日(月) 当日消印有効
- (3) FAX FAX(0144)82-5574
白老町役場税務課 債権管理室 宛
- (4) 電子メール 電子メールアドレス nouzei@town.shiraoi.hokkaido.jp
★パブリックコメント意見提出様式は、資料公表場所にも用意しております。

■提出されたご意見の取扱い

- ・ 提出されたご意見は、条例策定の参考にさせていただきます。
- ・ 条例（案）に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・ 提出されたご意見およびご意見に対する町の考え方は、広報、ホームページ等を通じて公表するほか、ご意見を提出された方に対してもお知らせします。
- ・ 口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- ・ パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

■お問い合わせ先

〒059-0995
白老町大町1丁目1番1号
(税務課 債権管理室)
電話:0144-82-2659 FAX:0144-82-5574
Eメール:nouzei@town.shiraoi.hokkaido.jp